官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一一一八）　二
○物資の流通の効率化に関する法律施行令及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部を改正する政令（一一一九）　二
○郵政民営化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一一二〇）　三
○郵政民営化委員会令の一部を改正する政令（一一二一）　三
〔府令・省令〕
○物資の流通の効率化に関する法律に基づく総合効率化計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通六）　四
〔省　令〕
○地方税法施行規則等の一部を改正する省令（総務一一九）　四
○物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（国土交通八四）　九
〔法規的告示〕
○国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則第四条の四第六号の国土交通大臣の定める基準（国土交通一一八九）　一六
〔その他告示〕
○貨物自動車相互間の中継輸送の実施に関する基本的な方針（国土交通一一九〇）　一八
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　二一
裁判所
破産、免責、再生関係　二一
特殊法人等
公立学校共済組合役員の退職及び就職関係　二一
地方公共団体
行旅死亡人、特定空家等関係　二二
会社その他
会社決算公告　二三

本号で公布された法令のあらまし

◇物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百二十八号）（国土交通省）

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十一号）の施行期日は、令和八年十一月一日とする。

◇物資の流通の効率化に関する法律施行令及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部を改正する政令（政令第三百二十九号）（国土交通省）

第1　物資の流通の効率化に関する法律施行令の一部改正

1　貨物自動車中継輸送事業に係る国土交通大臣の権限の一部（一の地方運輸局の管轄区域内のみにおいて実施される貨物自動車中継輸送事業に係るものに限る。）について、当該区域を管轄する地方運輸局長に委任する。（第十四条第五項関係）

2　その他所要の改正を行う。

第2　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正

第三条第一項第一号ハにおいて所要の改正を行う。

第3　附則

この政令は、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十一号）の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。（附則関係）

◇郵政民営化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百三十号）（内閣官房）

郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十号）の施行期日は令和八年十二月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年十一月一日とする。

◇郵政民営化委員会令の一部を改正する政令（政令第三百三十一号）（内閣官房）

1　郵政民営化委員会令の一部改正

郵政民営化委員会に臨時委員を置くことができるとされたことに伴い、所要の規定の整備を行う。（第一条関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）